

# 規制対象事項チェックリスト

## 105 粉砕機および混合機

1. 粉砕機や混合機の原材料を投入する開口部から、作業者が転落するおそれのあるときは、ふた、囲い、高さ 90 センチメートル以上のさく等を設けている、もしくは、これらの措置を行うことが作業の性質上困難な場合は、これらに替わる措置として、作業者に安全帯を使用させる等の措置をとっている。
2. 粉砕機や混合機の原材料を投入する開口部から羽根等の可動部分に作業者が接触する危険があるときも、その部分に、ふた、囲い等を設けている。
3. 粉砕機や混合機の内容物を取り出すときは、機械の運転を停止したうえで行っている、もしくは、運転を停止して行うことが作業の性質上困難な場合は、作業者に作業用具を使用させている。
4. 運転中の機械に必要なが生じた場合には、運転を停止するための、スイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力遮断装置を設けている（連続した一連の機械で、共通の動力遮断装置があり、かつ、行程の途中で人力による原材料の送給、取り出し等を行う必要がないものを除く）。
5. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあつては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。